



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所



LINE、Instagram
登録はこちらから▲



<代表 庄司 茂 より一言>



新年おめでとうございます。昨年はお世話になり、ありがとうございました。

東京商工リサーチが行った「介護離職に関するアンケート」の結果によると、2023年8月までの1年間に介護離職が発生した企業は10.1%あったそうです。離職してしまった従業員は、正社員が65.3%を占めています。一般的には、50歳代から親の介護を担う必要が高まる傾向にあります。働き盛りの中堅以上の従業員が、介護のために離職してしまう可能性が高まるということです。同調査では、介護休業または介護休暇の利用状況についての結果も示されています。介護離職した従業員の半数以上(54.5%)が、介護休業または介護休暇を利用していなかったことがわかりました。仕事と介護の両立支援をマニュアルなどで明文化している企業は50.2%であったとのことです。従業員への制度周知や会社による利用の働きかけの不足、従業員が周囲に遠慮してしまい休暇が取りにくいといった状況

がうかがえます。2024年の通常国会で、育児・介護休業法の改正が予定されています。従業員への介護に関する情報提供や制度選択の意向確認の義務化などが検討されているほか、休業制度の利用を促すための研修や相談窓口の設置を求めることも議論されるようです。「介護のことは従業員個人の問題」という意識だったり、介護に限らずそもそも休暇が取りにくかったりというのでは人を採用できる会社にはなれない、という時代になっているようです。

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の拡充

キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働者の方などを正規雇用労働者に転換などをした場合に助成金が支給されます。令和5年11月29日以降に正社員転換した方については、これまでの内容に拡充された4つの変更点が適用されます。

◆助成金額の見直し

これまでは有期雇用労働者が正社員転換後に6ヶ月経過で中小企業に57万円支給されていました。

今回の変更により金額が80万円に拡充されます。

なお申請方法は6ヶ月と6ヶ月の2期に分けて行うことになり、各期間に対して40万円ずつ支給されます。

◆対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間が緩和され、「6ヶ月以上3年以内」から「6ヶ月以上」となります。

ただし、有期雇用期間が通算5年を超えた場合、有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合の助成額80万円ではなく、無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合の40万円になるので注意が必要です。

◆正社員転換後の規定に関する加算措置

11月29日以降に正社員転換制度を新たに規定し、転換を行った場合、20万円が加算されます。

これは1人目の転換時に加算されるため、有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、80万円と20万円と100万円の助成額になります。

ただし、加算は1事業所当たり1回のみです。

◆多様な正社員制度規定に関する加算措置

多様な正社員とは、勤務地限定社員や職務限定社員、短時間正社員のことを指し、現在これらの制度を新たに規定し、転換を行った場合、9万5千円が加算されますが、これが40万円の加算になります。

これは1人目の転換時に加算されるため、有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、80万円と40万円と120万円の助成額になります。

ただし、加算は1事業所当たり1回のみです。

無期転換ルールと定年再雇用後の従業員の取扱い

令和6年4月より、無期転換の申込ができる有期契約労働者に対して、無期転換の申込ができること等を労働条件通知書で明示することが求められます。以下では、無期転換ルールと定年再雇用者の取扱いについて改めて確認します。

◆無期転換ルール

無期転換ルールとは、同一の会社との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合、従業員からの申込により、次の契約から無期労働契約に転換できるというものです。

労働契約期間が1年の場合、5回目の更新後に無期転換申込権が発生し、無期転換の申込をすることができます。

従業員がこの無期転換の申込をした場合、会社は無期転換することを断ることはできません。

◆無期転換後の労働条件

この無期転換は非正規労働者を正社員にするものではなく、あくまで契約期間が有期から無期に変わることの意味しています。そのため、無期転換後の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、就業規則や個々の労働契約等に別段の定めがなければ、従前の内容（有期労働契約の内容）と同じとなります。例えば労働日や労働時間について、1日4時間、週3日勤務という有期労働契約であれば、この労働日数や労働時間数のままとなります。

◆定年再雇用者の取扱い

定年後の再雇用の契約は、有期労働とすることもあります。有期労働契約には、このような定年後に再雇用する従業員も含まれます。この定年後に再雇用した従業員については、労働局に申請をして認定を受けることで、有期労働契約が通算5年を超えたとしても無期転換申込権が発生しない、という特例が認められています。

この認定を受けた後は、定年後に再雇用した従業員の労働条件通知書に、定年後引き続き雇用されている期間については無期転換申込権が発生しない旨を記載しておき、対象となる従業員に無期転換の申込ができないことを理解してもらうことも必要です。

労働局の認定を受けていない場合は、定年後に再雇用した従業員も、有期労働契約が通算5年を超えると、原則通り、無期転換の申込ができることとなります。この場合、令和6年4月から変更される労働条件の明示事項に関して、無期転換の申込ができること等を労働条件通知書に明示する必要が出てきます。労働局の認定が必要か否かを検討し、認定を受ける場合は準備を進めましょう。労働条件通知書の明示方法、労働局への認定手続きに不安がありましたら弊事務所にご相談ください。

賃金改定率が過去最高～厚生労働省実態調査から

◆賃上げ実施企業、引上げ額、引上げ率ともに増加

厚生労働省の令和5年「賃金引上げ等の実態に関する調査」結果によると、1人平均賃金（※）を引き上げた、または引き上げる企業の割合は89.1%（前年同比3.4ポイント増）、1人平均賃金の引上げ額は9,437円（同3,903円増）となりました。1人平均賃金の引上げ率は3.2%（同1.3ポイント増）で、平成11年以降で最も高い数値となりました。

同調査は、常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業を対象とし、3,620社を抽出して1,901社から有効回答を得たものです。

産業別にみると、1人平均賃金を引き上げた、または引き上げる企業の割合は、「建設業」が99.7%で最も高

く、次いで「製造業」が97.4%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が92.9%となっています。

（※）所定内賃金の1か月1人当たりの平均額をいう。

◆全ての企業が業績好調による賃金引上げとは限らない

賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素の割合をみると、「企業の業績」が36.0%で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が16.1%、「雇用の維持」が11.6%となっています。

本調査結果の通り、近年、賃金引上げを実施する企業が増加しています。その理由として、物価上昇への対応や従業員のモチベーション向上、人材確保・定着などが挙げられます。しかし、賃金引上げを実施するすべての企業が業績好調による引上げとは限らず、業績は改善しないが従業員の生活を守り、人材流出を防ぐことを狙いとして実施する企業も多いと考えられます。賃金引上げを実施する際には、政府が掲げている賃金引上げに向けた各種支援策等を参考にしながら慎重に検討する必要があります。

■YouTubeチャンネルからのお知らせ

公開動画：キャリアアップ助成金の拡充

1月29日よりキャリアアップ助成金「正社員化コース」の拡充が行われました。本号の記事でも説明していますが内容を動画でわかりやすく解説しております。従業員の正社員転換を検討している会社様はぜひご覧ください。

2023年11月29日以降の
キャリアアップ助成金拡充



社会保険労務士法人 庄司茂事務所



<事務所からのご案内>

■給与計算 基礎講座のお知らせ

1月は給与（賞与）計算講座を実施いたします。給与計算に不安がある、給与ソフトに情報を入力しているだけで内容を理解できていない、そのような方々に向けて基礎から解説しますので、お気軽にご参加ください。

日時：1月25日（木）10：00～16：30

場所：弊社 神戸事務所

神戸▶神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F

費用：19,800円/1名（税込み）

顧問先様：9,900円/1名（税込み）